

スクールソーシャルワーカー活用 Q & A



SSWr 活用の目的は何ですか？

児童生徒の問題行動等の背景に、児童生徒が置かれている環境に問題があると考えられる場合には、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことが有効です。

このような場合、SSWr を活用すると、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするといった多様な支援方法を用いながら、問題解決に向け充実した児童・生徒指導体制を構築することができます。

(⇒2 ページ参照)



SSWr はどんな支援をしてくれますか？

SSWr は、問題の解決に向けて、「社会資源」を“つなぎ”、“調整”しながら、支援体制を“構築”します。また、児童生徒やその家族の思いを“代弁”しながら学校や関係機関と連携を図り児童生徒の問題解決に関わります。

(⇒2 ページ参照)

また、県 SSWr の主な職務は、

(1) 主に福祉的支援として

- ① 児童生徒の置かれた環境の改善に向けた対応
- ② 福祉的な視点による貧困や虐待等への対応

(2) 主に問題行動等対策として

- ① 児童生徒の健全育成に向けた対応
- ② 福祉的な視点によるいじめや不登校等への対応

(3) エリアスーパーバイザーとして

- ① 緊急事態への対応
- ② 市町 SSWr への支援等

となっています。

(⇒3 ページ参照)





どんな時に SSWr を要請するといいですか？

児童生徒の問題行動等の解決に向けて、校内協議において「校内における支援だけでは解決が困難ではないか」、「どんな関係機関と連携を図りながら支援したらいいか」と思われたときには、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った SSWr 派遣の要請を検討しましょう。

(⇒4、5、11～25ページ参照)

なお、県 SSWr の派遣要請については、市町立学校は管轄している市町教育委員会に、県立学校は県教育委員会学校教育課に相談してください。

(⇒6ページ参照)



SSWr を効果的に活用するための校内体制はどうしたらよいですか？

学校が SSWr と連携し児童生徒の問題行動等の解決に向けて取り組むためには、校内体制をしっかりと整えておくことが必要です。問題解決に当たる校内チームのメンバーはどうするか、SSWr と連絡・調整は誰が行うかなどを決めましょう。

また、校内チームのメンバーが決まったら、事案について「児童生徒が困っていることは何か」、「改善すべき問題行動等は何か」などを、あらかじめ協議し、明らかにしておきましょう。

(⇒5ページ参照)

問題解決に向けて、いつ、誰が、どのように関わるか話し合うケース会議を開催することも必要です。ケース会議をどのように進めるか、参加を要請する関係機関等はどこがよいかなどについても SSWr に相談するとよいでしょう。また、SSWr もケース会議の参加者とし、意見や助言をもらいましょう。

(⇒7～10ページ参照)

